

会 則

平成 25 年 5 月 21 日 改正

一般社団法人 栃木県冷凍空調工業会

冷凍施設保安部会

〒320-0852 宇都宮市下砥上町1496-1

TEL: 028-658-7756

FAX: 028-645-8821

[第 1 章] 総 則

(目的)

第 1 条 本会は 会員の自主的な保安及び教育活動により、会員事業所に於ける能率の増進と高圧ガスの災害を防止することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本会は 一般社団法人 栃木県冷凍空調工業会 冷凍施設保安部会と称する。

(地区及び事業所)

第 3 条 本会の活動は栃木県内を区域とし、事務所を宇都宮に置く。

[第 2 章] 事 業

(事業)

第 4 条 本会は第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 本会は高圧ガス保安協会に加入し、同会の検査員の選出母体となり同会が行う保安検査、定期自主検査、その他保安教育活動に協力する。
- ② 諮問に対する答申及び建議。
- ③ 講演会、講習会、その他の集会。
- ④ その他本会の目的達成に必要な事項。

[第 3 章] 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会員たる資格は栃木県内に冷凍設備を有するもので入会を希望するものとする。

(加入及び加入金)

第 6 条 会員たる資格を有するものは本会に対し加入申込みをなし、理事会の承認を得て会員となる。

- 2 加入者からは入会金を徴収する。
- 3 入会金の額は理事会において定める。

(会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(自由脱退)

第 8 条 会員は事業年度の終わりにおいて自由に脱退することができる。

- 2 前項の脱退の申出は事業年度末より 60 日前までにその理由を記載した書面によるものとする。

(除名)

第 9 条 本会は高圧ガス保安法に反した者のほか次の各号の 1 に該当する会員を理事会の議決により除名することができる。

- ① 本会の事業の利用につき、不正の行為があった会員。
- ② 本会の事業を妨げ、又は妨げようとする行為のあった会員。
犯罪その他信用を失う行為のあった会員。
- ③ 会費を 1 年以上納入しないとき。

(届出)

第 10 条 会員は次に掲げる各号の 1 に該当する事項が生じたときは、遅滞なく、本会に届出なければならない。

- ① 氏名又は、名称及び事業を行う場所、設備内容等に変更のあったとき。
- ② 事業の休、廃止をしたとき。

(会費等の不返還)

第 11 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の搬出金品は返還しない。

[第 4 章] 役 職 員

(役員)

第 12 条 本会に次の役員を置く。

理 事	若干名
監 事	若干名

- 2 役員は、総会において会員中から選任する。
但し、理事会において必要と認めた場合、理事会の推薦により会員以外の者を総会において選任することができる。
- 3 理事のうち部会長及び副部会長各々1名を理事の互選により定める。

(任期)

第 13 条 役員は任期は2年とする。ただし補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は辞任した場合、又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を負わなければならない。

第 14 条 部会長は本会を代表し、本会の会務を総理する。副部会長は部会長を補佐し部会長に事故あるときは之に代わる。

第 15 条 監事は会務監査の責に任ずる。

(顧問)

第 16 条 本会に顧問若干名を置くことができる。
顧問は、理事会の推薦により本会の会員或いは会員外から選ばれる。

(技術指導員)

第 17 条 本会に技術指導員若干名を置くことができる。技術指導員には高圧ガス保安協会検査員の資格審査に合格したものを当てる。

(事務職員)

第 18 条 本会に事務職員若干名を置く。

[第 5 章] 総 会 ・ 理 事 会

(総会)

第 19 条 部会長は毎事業年度終了後2ヶ月以内に定時総会を招集する。
2 次の各号の1に該当する場合、部会長は1ヶ月以内に臨時総会を招集する。
① 理事会からの要求があったとき。

- ② 会員の過半数からの要求があったとき。
 - ③ 部会長が必要と認めたとき。
- 3 総会の通知は、会日の1週間前までにする。

第 20 条 次の事項は総会員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上を以てこれを決する。

- ① 会則の変更
- ② 会の解散又は合併

第 21 条 会員は、各々1個の議決権を有する。

第 22 条 総会の議決はこの会則で特に定める場合を除いて、出席全員の過半数を以て次の事項を議決する。

- ① 事業計画及び収支予算の決定。
- ② 事業報告及び収支決算の承認。
- ③ その他本会の運営に関する重要な事項。

(理事会)

第 23 条 理事会は必要に応じて、部会長これを招集する。

第 24 条 理事会は次の事項を議決する。

- ① 総会に提出する議案。
 - ② 会員の除名。
 - ③ その他理事が必要と認める事項。
- 2 理事会の議決は理事の過半数を以てする。
- 3 理事会の議長は部会長が当たる。
- 4 理事会の議決を要する事項で軽微なものについては、書面で決定することができる。

(書面表決等)

第 25 条 やむをえない理由のため会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において第20条及び第22条の規定の運用については、出席したものとみなす。

[第 6 章] 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 26 条 本会の資産は次のとおりとする。

- ① 会費
- ② 寄付金
- ③ 事業に伴う収入
- ④ 基本財産から生ずる果実
- ⑤ その他の収入

(基本財産)

第 27 条 本会に基本財産を置くことができる。

- 2 基本財産は、基本財産に指定された寄付金品及び総会で編入の決議をしたもので構成する。

(資産の管理)

第 28 条 本会の資産は部会長が管理し、その方決は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 29 条 本会の事業遂行に要する経費は、会費及び事業収入、寄付金、その他の収入を以て充てる。

(会計年度)

第 30 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

[第 7 章] 雑 則

(委任)

第 31 条 本規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この定款は昭和49年5月22日から施行する。

附 則

この定款の改正部分は昭和55年4月17日から施行する。

附 則

この定款の改正部分は平成6年6月14日から施行する。

附 則

この定款の改正部分は平成9年5月26日から施行する。

附 則

この定款の改正部分は平成25年5月21日から施行する。